

# 伝錦小路本『古文孝経』隷定古文 竝異体字疏証(3)

— 字形からみた鈔写の伝承性の検討 —

石 川 泰 成

## 考釈編 前言

これまで伝錦小路本『古文孝経』(以下、錦小路本と称す)と日本旧抄本早期三種(猿投本、三千院本、弘安本)との隷古定文、異体字、俗字について各章ごとに比較、考証してきた<sup>〔1〕</sup>。今回、本稿では、胆沢城遺跡出土漆紙文書、多賀城遺跡出土漆紙文書の『古文孝経』残簡並びに日本早期旧抄本『古文孝経』の鈔本三種と戦国期から近世初めの書写と思われる伝錦小路本とを字形の比較を行い、錦小路本の字形の特徴を論じてゆくこととしたい。また併せて、鈔写を重ねても原姿を留めた字形について、日本に請来された隋唐祖本の年代推定などにも論を及ぼしたいと考えている。そのため、本稿では、

(1) 隷古定字の字形の検討

(2) 隋唐の俗字使用を伝承しているもの

(3) 伝錦小路本に見られる字形の特徴  
の三つの観点から考察することとする。

## 第一章 隷古定字の使用状況と字形の検討

錦小路本の隷古定字の使用状況が、日本早期旧鈔本『古文孝経』三種(猿投本、三千院本、弘安本)のいずれの抄本と親和性を持つか調査したが、一致率はおおむね八割で、文字の異同を含め強い親和性を持つものはなかった(別表1参照)。

本章では、錦小路本の隷古定字に関する字形上幾つかの特徴を論じてみることにしたい。

1―(1) 「徳」

錦小路本

猿投本

三千院本

弘安本

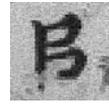


『古文孝経』常用の「徳」字の隷古定字。『説文解字』では「今、徳と通用す」あるため、『古文孝経』の古文を疑う立場からは、この「徳」字を『説文解字』を参考にして作為的に書き換えたものだとする。その主張を覆す根拠はないが、敦煌本、日本旧鈔本の『古文尚書』も同じくこの古文形を使用しているのは有

名である。むしろここで注目したいのは、歴代この字体の使用例である。隸書体では、東漢・景君碑陽に用例があり、隋・申穆及妻墓誌、唐・楊孝恭碑など隋唐時代に頻出し、楷書形でも、北魏から出現し隋・張壽墓誌、唐・王感墓誌に用例があり、唐初の篆書体の集大成である唐・碧落碑にも見える。この使用例は、劉炫の『古文孝経』再編集本の時代に当たり、(一) 隋唐期で、「徳」字の古文意識でこの隸古定字を用いた(劉炫偽作)の根拠とされてきたが、(2) 北魏く隋代の別体古文の盛行の現象を承けて、劉炫が尚古意識に基づく復元再編集の可能性も指摘し得る。敦煌出土『正名要録』『古而典者居上』(591頁)として近似形を載せ当時の正字意識もその証左となろう。

さて、錦小路本の隸古定字「徳」の字形は三千院本と同じで、敦煌本『古文尚書』と同じ字形である。猿投本、弘安本は「目」を省画して「日」にしたもの。構成部件の「目」が「日」に省画するのは、当時、常に見られる現象で、中国から渡来した際の隋唐写本の俗字形が自然にそのまま伝写されたことを意味しよう。

1—(2) 「以」



錦小路本

猿投本

三千院本

弘安本



この「以」字も旧来隸古定字とされてきたもので、敦煌本、日本旧鈔本『古文尚書』にも頻出する。この字形が「以」の古字と意識されたのは、篆文に基づいた古い形とされたからである。しかるに『古文孝経』、『古文尚書』では「以」のもう一つの別体字「口+人」も古文と混用される。その混用、混在について原因は不明である。錦小路本においてもこの混用が認められる(三才章第八など)。

1—(3) 「訓」



錦小路本

猿投本

三千院本

弘安本



三体石経にあることから、『古文尚書』や『古文孝経』再編集の際にもこの字形が用いられたと思われるが、『汗簡』にもこの字形を載せる。<sup>2)</sup>

1—(4) 「上」「下」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本



敦煌本『古文尚書』にも現れることから、日本で『説文解字』を参考に書き換えたものではなく、隋唐写本をそのまま伝承した字形と見て差し支えない。

1—(5) 「敢」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本 S799



『説文解字』に、古文としてこの字形の祖形がある。錦小路本に用いられたものは、更に訛譌したもの。日本の旧抄本がこの省画した訛譌字を用い、敦煌出土のS799『古文尚書孔氏伝』にもこの訛譌した字形を古文として用いている。このS799残巻は7世紀の写本とされる<sup>3)</sup>。したがって、天寶改字以前の隷古定字を使用しているテキストである。隋唐期のある時期までは、『古文尚書』のみならず『古文孝経』においてもこの古文「敢」字を用いていたテキストが存在したことはほぼ確

実である。

1—(6) 「揚」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本 碧落碑 S799



第1章注(21)で考証したように、『説文解字』に「揚」の古文としてこの字形の祖形がある。段玉裁は漢碑などの例を引き、漢代には通行していたと見るが、歴代碑誌類には実際の用例がほとんどなく、唐・碧落碑(篆書)、唐・腹抱寺碑(隸書)、唐・張軫墓誌(楷書)と、いずれも唐代碑誌に盛んにこの字形を用いることから、唐代に尚古的意識から再使用され、隷古定字を異体字に使用したというべきものであろう。また、敦煌出土S799『古文孝経孔氏伝』もこの隷古字を使用している。錦小路本、猿投本など日本鈔本も隋唐代の『古文孝経』を祖本に伝写されてきたことがほぼ確実である。

1—(7) 「始」

錦小路本 胆沢城 猿投本 三千院本 弘安本



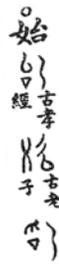
汗簡

古文四声韻

隋・王弘墓誌



始出尚書



古尚書 始 經 子 墓 誌



「始」の隸古定字。『古文四声韻』に引く『古文尚書』、『古文孝経』もこの字形であり、篆文と隸定の関係は徐在国氏の考証に詳しい。隋・王弘墓誌の「始」もこの隸古定字の訛字用法。凶版のように、『汗簡』に引く『古文尚書』にも用例があり、黄錫全氏の考証によれば、三体石経の禹貢残石に祖形となる篆文があるという。いずれにしろ、唐宋代ごろは、テキストによつては、「亂」と「亂」の二字形が『古文孝経』で通行していたことが想像され、その中の一つの字形が日本旧鈔本に伝えられたこととなる。

1—(8) 「終」

錦小路本 胆沢城 猿投本 三千院本 弘安本



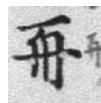
「終」の隸古定字。錦小路本は三千院本と字形が同じであるが、猿投本、弘安本は「目」を省画した字形で、1—1「徳」字で見たのと同じ現象。日本の旧抄本『古文尚書』については、小林信明『古文尚書の研究』（昭和三十四年、九三頁）に同じ字形のものや、同系のもの十数種の使用が報告されている。徐在国氏の考証並びに、黄錫全氏の考証を踏まえれば、『説文解字』に古文とする篆文の祖形があり、それを隸定したものが『古文尚書』に用いられる「終」字である。日本旧鈔本『古文孝経』の「終」字が胆沢城漆紙文書、猿投本にすでに出現していることから、隋唐写本の日本伝来当初に已に存在した（日本での訛譌ではなく）字形が伝承されてきたものと見てよいだろう。

1-9 「其」

錦小路本

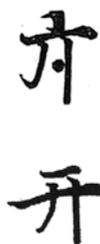
猿投本

三千院本



弘安本

S799



日本旧鈔本『古文尚書』にも頻出の隷古定字である。江戸時代、早川は「基」などの古字から、この古体があつたと考証し、黄錫全氏も「基」が「其」に使われることを述べている。歴代碑誌類では漢代(馬王堆)などにこの用例が見られるが、途中途絶えて北魏く隋時代にまた用例を見ることができず。

ただ、錦小路本の字形は特異で、敦煌出土S799『古文尚書』の字形がもととなり、それに「一」字を増画し、更に筆順で「フ」と訛謄してものか。中央に縦画を増画したのは、猿投本等のヲコト点声点が誤って筆画化したものかと推測されるが、錦小路本独特の字形である。

1-10 「海」

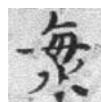
錦小路本

猿投本

三千院本

弘安本

S799



古文四声韻



「海」字を「每+水」に作るのは猿投本、三千院本、弘安本とも同じ。『汗簡』にもこの字形の元となった篆文があり、黄錫全氏も『古文四声韻』を引きつつ異体発生を考証している。また敦煌出土S799『古文尚書』にも用例があり、隋唐の『古文孝経』がこの隷古定字を用いていたことはほぼ間違いないであろう。

字源的にも徐在国氏、黄錫全氏の言う通り、古くに淵源を持つものであることは疑いない。ただ使用例から見ると分章編第2章注(9)で述べたとおり、漢魏以来の篆書体では例を見ないが、隷書体では、隋代に突然現れ、用例も多くなり、例えば、隋・宋仲墓誌(613)、趙朗墓誌(613)、豆盧寔墓誌銘(613)に用いられている。楷書体では、北魏・靈山寺塔銘、北魏・石婉墓誌、隋・陳君妻王墓誌、唐・高愷墓誌と北魏く隋唐に用例が見られる。

原『古文孝経』からこの「海」の隸古定字の使用が有ったと断定してもよいが、(1) 劉炫の『古文孝経』再編集時、劉炫の見た王劭献呈本の字形を尚古意識から残したテキストが存在した。(2) 或いは『古文孝経』の日本に伝来した祖本が、北魏く隋唐時代の字形を備えものテキストであった、という二つの可能性も示唆している。

敦煌本『古文尚書』での使用例から、この「海」字については、(1)の可能性が高い。

1-11 「度」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本 玉篇残卷 正名要録



『説文解字』の「宅」字の古文の仮借から使用したものである<sup>①</sup>。錦小路本は猿投本と同じ字形で、唐代の「宅」字(『玉篇』残卷、中華書局本458頁)と同じく訛譌の俗字形を使用している。三千院本の字形はその点を省画したもので敦煌出土に用例があり『正名要録』などでは点のないこの字形を正体としている。

錦小路本が猿投本などに見られる俗字を伝承していることが分かる。

1-12 「長」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本



錦小路本は、猿投本、三千院本、弘安本などの隸古定字を増画した別体。錦小路本の俗字を用いる抄本の系統があったのであろうか。日本旧抄本の一つである岩崎本『古文尚書』には、この錦小路本と同形のものが見られる<sup>②</sup>。

1-13 「時」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本 S799



『説文解字』に収める「時」字の古文を隸定したものに一画省画したものを。敦煌出土S799『古文尚書』もこの字形を使用する。このほか碑誌類では、三国魏、何晏墓誌(249頃)を古い例とし、隋・張伏敬墓誌、唐・三墳記陰(篆書)など隋唐によく見られる字形。篆文と隸古定字の諸字形については徐在国氏の考証<sup>③</sup>に詳しく、「時」とは別系統として先秦期から存在した古文。

1-14 「乱」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本 S799



諸本皆なこの字の系統の増画、省画の体。弘安本のみ通行の「乱」を用い、右傍に「〇、古乱字」とする。敦煌出土のS799『古文尚書』もこの字形であることから、他の隷古定字同様、隋唐期の『古文孝経』テキストに、この「時」字の隷古定字を用いていたと考えてよいであろう。この「乱」の隷古定字について第9章注(24)で論じたように、1-1、1-9と同様、時代的には使用が途絶して、北魏〜唐代に各種碑誌類に使用されている。

1-15 「五」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本 S799



北魏・胡明相墓誌 隋・高瓘墓誌



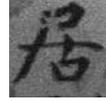
隷定からさらに楷定の際、通行の「五」字とせず、それを隋代の『古文孝経』発見なり、再編集の際、隷古定字として古意識のもとに残したものか。分章編第13章注(6)でみたように、歴代の碑誌類や中国の鈔本類の使用例は北魏、隋代に使用が認められる。当然当時の人にこの字形の使用に尚古意識を伴った一種の北魏・隋代の異体字、俗字の類とみて良いのではないか(『敦煌俗字譜』にもこの字体が収録されている)。いずれにしろ、『古文孝経』伝来祖本の書写年代を示す好個の例だといえる。

この「五」字は日本では長らく「五」字の隷古定字として「古文」性を証明する存在に思われ、錦小路本のような戦国期〜江戸初期まで忠実に字形を伝写され続けた。日本の旧鈔本の強い伝承性も示す一例である。

1-16 「居」



錦小路本



猿投本



三千院本



弘安本



隋・田光山婁墓誌



唐・曹惠琳墓板



唐・沈士公墓誌



居 (P.2643)  
p・2643

汗簡



碧落碑



同じ紀行十三章のなかに通用の「居」と二つの字体を用いる。分章編第13章注(8)で考証したが、当時は「立」に作る方が、古字の意識があり、『正名要録』でも「古而典者」とする。隋の劉炫が尚古意識で『古文孝経』に作為的に嵌入したか否かの問題だが、北宋『汗簡』に、「居」字に「処古孝経居処二字亦異説文」とあるのに黄錫全氏が補訂を加えて、古い篆書体の「居」使う古文孝経が有ったという<sup>⑤</sup>。『汗簡』に引く「古孝経」は、テキスト的には、日本の旧抄本とは別系統であるが、古文、古字使用状況を比較する上で参考となり、現存の抄本『古文孝経』にこの古文が共通して使用されているのは、劉炫再編集以前か

らの原貌を残すものとするのもそれほど難くない。

一方、後世に伝写の際にある書写者によって古文意識から嵌め込んだ可能性もあり、その場合、この字体の使用状況を見てみる必要がある。碑誌類で見ると、隋・田光山婁墓誌(612)、隋・呉巖墓誌に用例があつた。唐・碧落碑(670)をこの字形を用いている。敦煌P2643『古文尚書孔氏伝』(754)にも使用されており、蔡忠霖氏の分期で第3期つまり705〜781ごろの文献である<sup>⑥</sup>。この文字の俗字的用法の一般的使用もそれ以降となる。

いずれの原因でこの「居」字を使用しているか判断をここでは留保するが、日本での古文へ改字ではなく中国の祖本からの古文使用と見て問題ないようである。

1-17 「罪」



錦小路本



猿投本



三千院本



弘安本



S799

敦煌出土S799『古文尚書』が「幸」に二本増画しており、錦小路本、猿投本と同じ。『正名要録』に「古而典者」に挙げているのは三千院本と同形。

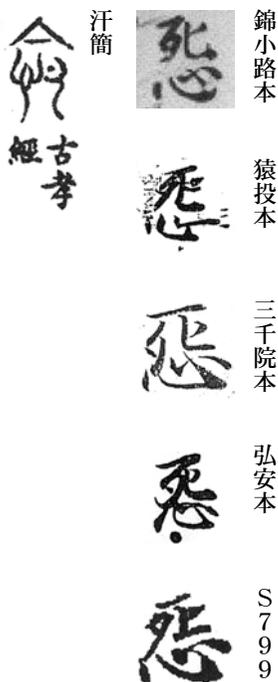
第一章 小結

ここまで錦小路本に使用される隷古定字を見てきたが、ほぼ猿投本ないしは三千院本、弘安本で使用されているものを使用しており、字形の違いがある場合も、猿投本、三千院本、弘安本か一方の特徴に偏るものでもない。ただ、「長」字の増画をした字形を使用する点は日本旧鈔本『古文尚書』に用例がある点に特徴があり、あるいは、『古文尚書』を参考に隷古定字を書かれたことも考えられる。

第二章 錦小路本と早期旧鈔本三種の異体字・俗字比較

隷古定字、異体字、俗字の字形について早期旧鈔本三種との相互比較したところ、数値的には概ね八割ほど一致みて、どの抄本の系統と断定できる差はでなかった。相互に色々な異体字、俗字が混用されている状況である(付表1)。分掌編では錦小路本に残されている異体字・俗字を早期抄本三種と比較対照した。本章では伝写を繰り返してもなお隋唐時代の字形を留めるその伝承性の強さをよく示すもの、ひいては伝来の時期なり隋唐の祖本の原姿を留めている特徴的なもの幾つかを見ていくこととしたい。

2-1 「怨」



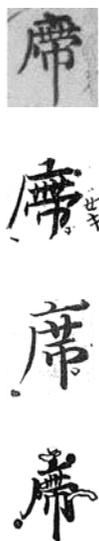
錦小路本(第1章注(12))のように「怨」が魏・元恭墓誌ですでに「夕」の上が伸びて「死」字化してゆくが「匕」部件は「巳」の形を保っている。完全に「死+心」に作るのは、蔡忠霖が指摘するように、敦煌文書、天寶一〇(751)年の年号をもつS 6453『老子道德経』に使用例があり、S 799『古文尚書』にも用いられている。碑誌類でも唐・樊沆墓誌に見られる。錦小路本や弘安本の字形を隋唐時代の訛譌の俗字とみるか、『説文解字』にある「怨」の古文に淵源を持つ字形と考えるか考察しておく、黄錫全氏が『汗簡注釈』の「怨見尚書説文」に注して、『古文四声韻』に引く「古孝経」の篆文と比べて同定している<sup>①</sup>。とすれば『古文孝経』に出現する場合、隋唐時代の俗字的用法とばかりは言えない原『古文孝経』以来の隷古定字用法と見ることも可能である。

しかし、日本旧鈔本『古文孝経』の「死+心」の例は、敦煌写本などで「死+心」の字形が頻出し、むしろ「怨」の方がなじみの薄い「生僻字」で、近似形の「死」に変えたものが一般的に使われたとする張湧泉の説に従い、ひとまず隋唐の俗字使用の例として考える<sup>19)</sup>。

『説文解字』の古文に淵源を持つにしろ、隋唐時代の俗字的用法のいずれにせよ、「怨」字は、隋唐祖本『古文孝経』から日本の旧鈔本『古文孝経』に伝写され、歴代この俗字を錦小路本のような戦国〜近世の抄本まで「正字」に改めることなく伝承された好例である。

2-2 「席」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本

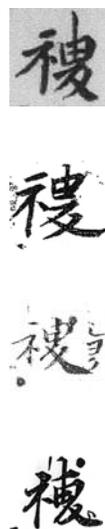


席のなかを帯字のように四本の線で示すのは、北魏・僧静明造像、隋・爾朱端墓誌、唐代・呂氏墓誌と北魏〜唐代にかけて見られる。『顔氏家訓』書証篇で「席」に「帯」を加えるのを俗字としており、九経石経、石台孝経では、「席」字に改めている。錦小路本がこの「帯」を加えた字形をもちいるのは、猿投本、弘安本など旧抄本『古文孝経』の伝写を繰り返しつつも温存さ

れた例である。また、祖本伝来が、隋唐時代であることを示す。

2-3 「稷」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本



錦小路本、猿投本が「禾」を「示」に作るのは、『説文解字』には「稷」の記載があることから、『集韻』などは単に通仮字とするが、徐在国氏は、これを異体字とし、戦国文字の出現例では「示」に作るものが20例、「禾」に作るものが4例とし、その理由を考察している<sup>20)</sup>。

こうしたことから、『古文孝経』が中国から伝来した当初からこの異体字を用いたものであり、日本でも猿投本からさらには錦小路本まで伝承されてきた俗字と推断できよう。

2-4 「兼」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本



分章篇第5章注(1)にも説いたが、錦小路本や猿投本、

三千院本、弘安本が「人十人」にするのは、唐・李智墓誌(653)、唐・楊孝直墓誌(835)の唐代使用例に照らし、当時の俗字の特徴をよく遺している例である。またこの字に似た「庶」字も併せてみてみると、

2-5 「庶」



とやはり皆「人十人」に作る。「庶」字については、碑誌類の用例は、早くは北斉に現れ、隋代に盛んに行われ、且つ「十」に作るのは隋代に多い。隋唐写本がほぼ原形を保ちながら伝写を繰り返し戦国時代〜近世初期の錦小路本までほぼ字形を伝えている例といえよう。

2-6 「養」



敦研311 正名要録



奈良朝の胆沢城漆紙文書『古文孝経孔氏伝』の用例以来、『古文孝経』では、猿投本、弘安本、錦小路本と近世に至るまでこの俗字を用いている。敦煌文書にも見られることから、隋唐写本の俗字の伝写を重ねても残す例とすることができよう。

2-7 「惡」



この俗字は小篆から隷変された際に生まれた異体字群のひとつで、その淵源は古いが、多用されたのは隋唐時代で、『干祿字書』などで俗字体とされ、『玉篇』残巻にも用いられている<sup>2)</sup>。したがって「惡」字の俗字の残存は隋唐時代の俗字を祖本の日

本伝来以来、永く伝写され続けた例であると言える。

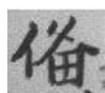
218 「備」

錦小路本

猿投本

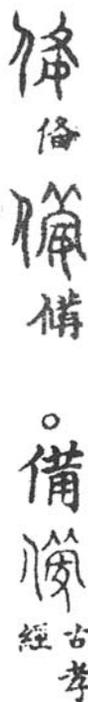
三千院本

弘安本



汗簡

古文四声韻



古孝經

錦小路本、三千院本のように「田」に作るもの。猿投本のよ  
うに「用」に作るもの写本でも二種の字体がある。分章篇第13  
章注(7)の歴代の使用例の検討から、錦小路本、三千院本の  
系統は、隋唐代の俗字使用「田」を伝写したものと推断した。

再度ここで「田」系に作る字体について考察しておく。黄錫  
全氏によれば、「備」字は「田」に作る「曾侯乙墓竹簡」はじ  
め数種の用例を掲げている<sup>②</sup>。しかし後漢の末、許慎の『説文解  
字』ころには、「備」の古文として図版に掲げたように訛譌が  
発生して「田」の古文の歴史は途絶えたと思われる。まさに宋  
代『汗簡』の字形も『説文解字』に近似して、古文「田」の淵  
源の途絶を証している。したがって『玉篇』にもこの字を俗字  
として収載するように、隋唐時代の碑誌類、写巻類の「田」系

は、隋唐時代の俗字用法と見ることができるといえる。問題は、『古文  
孝経』がその出自が「孔壁」から出現したという「古文」のテ  
キストの系統で、劉炫の再編集本であることから、劉炫の時代  
からこの「田」系を「古文」の証拠として用いていた可能性も  
一応残されている。

『説文解字』の古文、奇字を隸定、楷定して『古文孝経』の  
テキストを捏造したとよく言われるが、現在の「田」字のもの  
ではなく、図版で掲げた『説文解字』（『汗簡』が根拠とした  
資料）から隸定、楷定した文字を嵌入了なものになったはずで  
ある。この訛譌文字を嵌入了すれば、黄錫全氏が掲げる今文、  
竹簡のような新出資料により「田」系はあっても「用」系のも  
のは出ていない例証から、たしかに『古文孝経』の偽作が後漢  
以降の可能性が高くなったはずである。しかしこの「備」字に  
関する限り『説文解字』からの古文の嵌入了は起きていない。僅  
か「備」字の「田」「用」の違いではあるが、日本の旧鈔本の  
祖本推定にいろいろ考えさせる内容を持つ。

「田」形のもものは、隋・景略墓誌(591)、隋・劉德墓誌  
(612)に見られ、ほぼ同形のものも隋代に集中して出現し  
唐代に減少するが連続して用いられ、敦煌文書にもS2423  
『瑜伽法鏡経』(712年写)などこの字体が頻出する。

さらに日本の古鈔本、古写経類にはほぼ猿投本の「用」系が  
出現し、「田」に作るものは、『賢劫経』卷二(610年)の隋

写経が日本に残されているが、『古文孝経』以外では日本人の筆写に係る場合、管見による限り「用」に作る。この事から類推するに、『古文孝経』に「田」に作るものは、隋唐伝来祖本を伝写したものと言えよう。

2-9 「歎」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本



錦小路本、猿投本のもとは、分章編第9章注(13)でも述べたように、隋末唐初(582~705)以降に流行する俗字体である。とすれば伝来祖本の時代を比定するのに相応しい例と言えまいか。

2-10 「道」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本



分章篇第4章注(5)でも考証したが、用例が少なく、後代『集韻』に「導、説也。通作道」とあるのによる。ただ、趙紅

氏が敦煌文献の例を挙げて、動詞で「言う。道う」として使われている用例と「導」字の借音字の用例を証していることが大いに参考になる。第4章卿大夫章の用例は「先王の法言に非ざれば、敢えて道はず」と正に趙紅氏のいう動詞用法のところに用いられており、日本の旧抄本が根拠とした隋唐写本の書写年代が、甘博037『究竟大悲経』、敦研358『仏経』と同時に比定することが可能である。敦煌出土の『究竟大悲経』各写本が、柴田泰氏によれば、7世紀~10世紀(989年を下限)であるという、甘肅省博物館の037『究竟大悲経』の書写年代は未詳だが、『古文孝経』旧鈔本の祖本は7世紀~10世紀(989年)のころのものであったと推定される。

2-11 「樂」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本



「楽十欠」に作るものは碑誌類にも諸辞書にもこの字体は載せない。日本旧抄本に独自の字体である。参考となるのは、朱葆華氏によれば、『玉篇』が隋代に出来た『字書』収載の字体を多数収録しており、そのなかには幾つかの異体字も収めている。それに拠ると、

喜十欠 『字書』 古文喜字也。

申十欠 『字書』 古文呻字也。

念十欠 『字書』 或唵字也

等の例が挙げられている。このほかに『玉篇』欠部に「喜」字に「欠」を組み合わせた「歡」の異体字があることから類推すると、顧野王（519〜581）の時代は、「〇十欠」の構成法は、心情表現や口偏の漢字と合し、良く出現したものか。そうだとすれば、「楽十欠」の日本旧抄本『古文孝経』への出現は、中古期（魏晋〜隋唐）の用法が保存されたか、後世になって、『玉篇』を用いて、日本で合成された偽字の類の可能性が考えられる。

論者は、この「楽」字の異体字二種は、日本の旧抄本『古文孝経』の隋唐の字体を伝写を繰り返しつつも隋代の字体の姿をよく後世に留めた、日本旧抄本の伝承性の高さを示している例と考えている。

## 第二章 小結

本章に掲げた俗字使用の例は、いずれも隋唐写本『古文孝経』祖本の日本伝来の際の原姿を留めている例であり、その使用法を年代を推定すると、西暦500年代〜900年ごろに頻出する使用である。胆沢遺跡出土の漆紙文書が760〜860年ごろの書写とされるから、伝来写本の祖本はおよそ500年

〜760年ごろのものではないかと推定される。ただし日本旧抄本の祖本は猿投本、三千院本、弘安本のそれぞれ不一致の例や三千本の古字や異体字の左右の傍注が存在することを考え併せれば、決して唯一無二のテキストの分化による異体字発生ではなく、時代的にも数次にわたる多数の隋唐写本が齎された結果の多様性と推定するほうが自然である。

## 第三章 伝錦小路本に見られる字形の特徴

本章では錦小路本の俗字の構成法について見てゆくこととする。

### 3-1 横画の線を切る

中国では北魏〜隋唐の石碑や写本を問わず、横画を切る現象が見られる。その影響で錦小路本にも同じ現象が現れている。

#### 3-1-1 (a) 「安」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本



猿投本はじめとする早期抄本が普通の字形であるのに対し、

錦小路本は横画を切った字形を用いている。『干祿字書』では錦小路本の字形を通行字としている。張湧泉氏は「草書を楷定したもの」<sup>(26)</sup>であり、敦煌文献では常見の字形である。日本でも、よく写経類に見る俗写字である。日本に伝わる『玉篇』にもこの字形が使用されていることが報告されている。ただ、隷書に基づき、この書写法が良く使われるものもある。「悖」字について、

3-1-1 (b) 「悖」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本 唐・石台孝経



石台孝経と、唐代以降文字の依拠すべきテキスト、字体を隷書で示したものであり、ここに示した猿投本はじめすべてがこの字形となっている理由も石台孝経の影響があると考えられる。こうした横画を切り点画化する例を錦小路本から挙げれば、

3-1-1 (c) 「昔」

錦小路本 猿投本 三千院本



と、他の抄本とかなり違いが見られる。猿投本や三千院本左傍注記のものは、唐石経、石台孝経に隷書が両方の書体を用いており、いずれも正体として通用していた。

この錦小路本の字形も歴代碑誌類に用例を求めれば、隋・隋光州司戸參軍張墓誌などに見られ、隋唐の俗字体である。奇字体を好んで残す錦小路本の特徴と言える。

3-1-2 点画の省略

錦小路本では、横画を切り点画にするものに類するものに、省画で点画化する例も見られる。たとえば、次の「危」字の例も見よう。

3-2-(a) 「危」

錦小路本

猿投本

三千院本

弘安本



S2073

S6825V



錦小路本は三千院本と同形、三千院本も近く、敦煌出土S

2073『盧山遠公話』に見られる。猿投本の字形は敦煌出土

S6825V『老子相爾注』に見られる字形である。

またこれに類するものとして、

3-2-(b) 「雖」

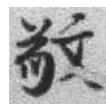
錦小路本



のように、「口」を「ソ」に省画化している。また、「敬」字についても、

図版3-2-(c) 「敬」

錦小路本



のように省画化し、歴代の碑誌類、写本類に無い、草体を再度楷定化した誤字とも言うべき字形となっている。

3-3 行・草書を楷定した省画例

錦小路本では、「言」と「糸」の行草書体を再楷定した字形を意図的に用いている。例えば、

3-3-(a)

錦小路本



「諸」



「詩」



「謹」



「誼」



「諸」



胆沢城

と「言」を規則的に省画化している。敦煌出土の唐代書卷に

は常見の省略法であるが、『古文孝経』の抄本では楷書を多く用い、時に個々の文字が行書体に近い楷書体のものが多く、例えば弘安本や甘露寺親長本もその形態であるが、それでも「言」をサンズイの様には略さないでいる。錦小路本のように厳格な方長体の楷書で書写しているのに関わらずこのような奇字形を採用している点、錦小路本の奇字形を好む性格を持つものとは指摘できる。ただ胆沢城跡出土漆書文書の『古文孝経孔氏伝』中の「誼」字もこの字形に見えるが剥落のためか原姿か定め難い。また「糸」についても規則的に省画した形を採用し、例えば、

3—3—(b) 「経



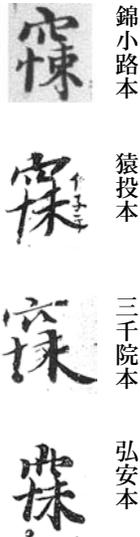
などと相当省略した字体を用いている。三千院本の糸辺は日本で永く使われてきた写経用略字であり、その糸辺の省画を更に省略したもの。ちなみに猿投本の形は一見奇抜に見えるが、分章篇第8章注(4)で考証したように漢碑の隷書体に淵源を持つもので、朱鳥元年(686)の年次を持つ『金剛場陀羅尼経』(『書道全集』9、日本1、17頁、平凡社)にも見られ、これはこれで書写の際の字形の伝承性の強さを窺わせる一例であ

る。ともあれ、錦小路本の糸辺の省略形は特徴的である。

#### 第四章 他の写本類に見ない字形

これまで見てきたように、錦小路本が奇字形を好む傾向がある。そのため増画や省画の結果、他の三種早期抄本と著しく違った字形を使用し、もはや俗字体、異体字というより誤字の類に属するものも生じている。ここでは、特に増画・省画に由つて元の字形から大きく変化したものを取り上げる。まずは増画の例を見てみると、

4—(a) 「寐



「ウ」冠を「穴」にするのは敦煌文献にも見られる俗字用法だが、錦小路本は「未」を「束」に増画したため他の旧抄本には見られない一種の誤字になっている。



4—(e) 「享」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本



口の内部分を「目」としたり「目」に増画するのは各種抄本に見られるが、この錦小路本のように「子」を省略して「寸」に作るのは歴代碑誌類にも見当たらない。

4—(f) 「履」

錦小路本 猿投本 三千院本 弘安本



錦小路本は猿投本に近い形だが、更に省画化したもの。猿投本のものも敦煌出土のものに同形が見られるが、錦小路本は諸本の行草の崩しを再楷定したものであろう。

#### 第四章 小結

以上みてきたように、錦小路本は、他の旧鈔本に比べて異体字、俗字を謹厳な楷書体に書写している。これは基づいた祖本

の隸古定字や異体字や俗字を忠実に反映している可能性がある一方、本章でも見たように、錦小路本の祖本から伝写の過程で行われた再楷定が原因で、現在の錦小路本にしか見えない「奇字」「誤字」の類を生み出したようである。

#### 注

- (1) 石川泰成「伝錦小路本『古文孝経』隸定古文並異体字疏証(1)——字形からみた鈔写の伝承性の検討——」(『九州産業大学国際文化学部紀要』第52号、pp.29-51, 2012.9)、「伝錦小路本『古文孝経』隸定古文並異体字疏証(2)——字形からみた鈔写の伝承性の検討——」(『九州産業大学国際文化学部紀要』第53号、pp.27-39, 2012.12)
- (2) 黄錫全『汗簡注釈』(p.80, 台湾古籍出版有限公司、2005)
- (3) 「古文尚書伝(九)」題解(『敦煌文献合集』第一冊、p.286, 中華書局、2008年)
- (4) 徐在国『隸定古文疏証』(p.235, 北京師範大学出版集團安徽大学出版社、2011年)
- (5) 黄錫全『汗簡注釈』(p.395, 台湾古籍出版有限公司、2005)
- (6) 徐在国『隸定古文疏証』(p.287, 北京師範大学出版集團安徽大学出版社、2011年)
- (7) 黄錫全『汗簡注釈』(p.508, 台湾古籍出版有限公司、2005)
- (8) 同右、p.148

- (9) 同右、p. 376
- (10) 徐在国『隸定古文疏証』(p. 227, 北京師範大学出版集团安徽大学出版社、2011年)
- (11) この「宅」と「度」の通借については、蔡忠霖『敦煌漢文写卷俗字及其現象』(p. 72, 天津出版集团有限公司、2002年)及び徐在国『隸定古文疏証』(p. 69, 北京師範大学出版集团安徽大学出版社、2011年)に考証があり詳しい。
- (12) この隸古定字については、蔡忠霖『敦煌漢文写卷俗字及其現象』(p. 72, 天津出版集团有限公司、2002年)及び徐在国『隸定古文疏証』(p. 201, 北京師範大学出版集团安徽大学出版社、2011年)の考証を参考にした。また『大広益玉篇』(p. 130, 中華書局)に「古字也」とある。
- (13) 徐在国『隸定古文疏証』(p. 144, 北京師範大学出版集团安徽大学出版社、2011年)
- (14) 石川泰成「再考証旧抄本《古文孝経》中的「古文」性—通過分析日本東北地区出土の漆紙文書《古文孝経》」(『漢字研究』第7輯、pp. 183-198, 慶星大学校漢字文化研究所、大韓民国、2012. 12)
- (15) 黄錫全 注(2) 前掲書p.474
- (16) 蔡忠霖『敦煌漢文写卷俗字及其現象』(p.403, 天津出版社、2002年)
- (17) 黄錫全『汗簡注釈』(p. 255, 台湾古籍出版有限公司、2005)
- (18) 張湧泉『漢語俗字研究』(p. 86, 商務印書館、2011)
- (19) 徐復『敦煌俗字典』(前言、p.9, 上海教育出版社、2005) また趙紅『敦煌写本漢字論考』(p.59, 上海古籍出版社、2012)
- (20) 徐在国(「上博五(稷)、字補説」(『清華簡研究』第一輯、pp. 360-353, 清華大学蔵戦国竹簡(壹) 国際学術研討論文集、中西書局、2012年)
- (21) 趙紅『朱葆華『原本玉篇文字研究』(p. 165, 齊魯書社、2004)の表に拠った。
- (22) 黄錫全『汗簡注釈』(p. 263, 台湾古籍出版有限公司、2005年)
- (23) 趙紅『敦煌写本漢字論考』(p. 125, 上海古籍出版社、2012年)
- (24) 柴田泰「『究竟大悲経』と『臥輪禪師偈』——疑経と讃偈(一)」(『札幌大谷短期大学紀要』14/15, pp.173-190, 1981年)
- (25) 朱葆華『原本玉篇文字研究』(p. 113, 齊魯書社、2004年)
- (26) 張湧泉『敦煌文獻論叢』(p. 362, 上海古籍出版社、2011年)

別表① 隸古定字及び異体字の一致表

第1章	錦小路本	猿投本	三千院本	弘安本				
	[坐]	○	○	○	[民]	○	○	○
	[參]	×	×	×	[因]	○	×	×
	[德]	△	△	△	[肅]	△	△-	△
	[以]	○	○	○	[民]	×	×	×
	[訓]	○	○	○	[示]	△	○	△
	[民]	△	△	△	[瞎]	△	△-	△
	[味]	○	○	○	[昔]	△	△	△
	[睦]	○	△	×	[昔]	×	○	×
	[上 <sub>下</sub> ]	○	○	○	[国]	○	△	×
	[亡]	○	△	○	[寡]	○	△	△
	[怨]	○	×	○	[鰥]	△	△-	△-
	[席]	○	×	○	[歡]	○	△-	△
	[參]	×	×	×	[臣]	×	×	×
	[之]	○	○	○	[安]	×	×	×
	[絲]	△	△	△	[祭]	△	△	△
	[膚]	△	△	×	[平]	○	△	○
	[敢]	○	○	○	[害]	○	○	○
	[毀]	×	×	△	[乱]	○	○	○
	[始]	○	○	○	[有]	○	○	×
	[揚]	○	○	○	[枯]	○	○	△
	[終]	△	○	△	[配]	○	×	○
	[爾]	△	×	○	[又]	△	○	△
第2章	[其]	×	×	×	第11章	[厚]	△	△
	[惡]	○	○	○	第12章	[悖]	○	○
	[慢]	○	○	○	[亡]	○	△	○
	[後]	○	△	×	[宅]	○	△	○
	[海]	○	○	○	[從]	×	△	○
	[兆]	×	×	△	[樂]	○	○	○
	[民]	○	○	○	[尊]	△	×	△
第3章	[上]	上	○	上	[法]	△	○	△
	[驕]	×	△	○	[成]	×	△	△
	[危]	△	△	△	[喪]	○	○	×
	[制]	△	×	△	[哀]	△	○	△
	[節]	△	△	△	[五]	△	○	○
	[謹]	△	△	△-	[備]	△	○	△
	[度]	○	△	○	[居]	△	○	○
	[長]	×	×	×	第14章	[屬]	△	△
	[其]	○	△	△	第15章	[罪]	○	△
	[稷]	○	△	△	[于]	△	△	○
	[味]	△	△	△	[敬]	×	×	×
	[諸]	△	△	△	[萬]	×	○	×
	[侯]	△	○	△	[孰]	○	△	×
	[洵]	○	×	△	第16章	[民]	△-	×
	[履]	△	×	×	第17章	[明]	△	△
第4章	[法]	○	○	○	[察]	○	○	△
	[道]	○	○	○	[章]	○	△-	○
	[亡]	△	×	○	[廟]	△-	△-	×
	[廟]	△	△	△	[謹]	○	△	○
	[夙]	○	△	○	[恐]	×	○	×
	[懈]	△	△	△	第18章	[兄]	○	△
第5章	[兼]	○	○	×	第19章	[兄]	×	○
	[弟]	△	×	△	[禮]	×	○	○
	[失]	△	△	○	第20章	[襲]	?	△
	[興]	×	×	×	[聞]	?	○ (傍記)	○
	[寐]	△	△	△	[陷]	△	△	○
第6章	[余]	×	○	○	[義]	○	○	○
	[之]	×	○	○	第21章	[退]	×	×
	[時]	○	○	○	[救]	○	△	○
	[地]	×	○	×	第22章	[喪]	△	△
	[養]	○	×	○	[哭]	△	△	△-
第7章	[庶]	△	△-	△	[依]	×	○	△
	[故]	×	×	×	[樂]	△	○	△
	[亡]	△	△	○	[旨]	△	○	△
第8章	[有]	×	×	×	[甘]	○	△-	○
	[才]	○	○	×	[簞]	△	△-	△
	[經]	×	×	×	[籩]	△	△-	△
	[也]	○	×	○	[擗]	△	○	○
					[兆]	×	△	○

別表①の見方

○…全く同じ字形

△…点画の増画、省体など近似性が高いもの。但し、他の抄本と比較して、△にマイナス（-）を付して親疎を表すこともある。

×…字形の異なるもの

?…入手したマイクロ資料に原欠があり、対照不能だったもの。

（傍記）…テキストの左右に傍記された字形を比較対照に用いたことを示す。

附記…本論考は、日本学術振興会、科学研究費（学術研究助成基金（萌芽的挑戦研究））、研究課題名「漆紙文書を利用した漢代から唐初期における『論語』の変容に関する文献学的研究」（課題番号23652007）研究代表者（藪敏裕）による研究成果の一部である。